

第 67 回全日本障害馬術大会 2015 Part II 実施要項

主催：公益社団法人 日本馬術連盟

運営：障害馬術本部実行委員会

1. 期日 平成 27 年 9 月 10 日（木）～ 13 日（日）

2. 会場 三木ホースランドパーク 屋外競技馬場（※ ダービー競技：緑の広場 グラスアリーナ）

3. 競技種目および日程（競技日程は都合により変更することがある）

第 1 日目（9 月 10 日） ※「緑の広場 グラスアリーナ」におけるフレンドシップ競技は行わない

フレンドシップ競技

I H 120cm 以下

II H 110cm 以下

第 2 日目（9 月 11 日） ※中障害飛越競技：スピードアンドハンディネス競技

第 1 競技 中障害飛越競技 D（スピードアンドハンディネス中障害 D）

基準 C 239 条 263 条

H105cm 以下 W130cm 以内 15 障害以下

同タイムの場合、ジャンプオフは実施せず同順位とする。

第 2 競技 中障害飛越競技 C（スピードアンドハンディネス中障害 C）

基準 C 239 条 263 条

H115cm 以下 W140cm 以内 15 障害以下

同タイムの場合、ジャンプオフは実施せず同順位とする。

第 3 競技 内国産障害飛越競技（予選）

基準 A 238 条 2.1 （ジャンプオフは行わない）

H130cm 以下 W150cm 以内 分速 350m 13 障害以下

第 3 日目（9 月 12 日） ※中障害飛越競技：標準競技

第 4 競技 中障害飛越競技 D（標準）

基準 A 238 条 2.1 （ジャンプオフは行わない）

H110cm 以下 W130cm 以内 分速 350m 13 障害以下

第 5 競技 中障害飛越競技 C（標準）

基準 A 238 条 2.1 （ジャンプオフは行わない）

H120cm 以下 W140cm 以内 分速 350m 13 障害以下

第 6 競技 ダービー競技（予選）

基準 A 238 条 2.1 （ジャンプオフは行わない）

H110cm 以下 W130cm 以内 分速 375m 18 障害以下

（水濠・バンケットを含む）

距離 約 1,200m

第4日目（9月13日）

第7競技 ダービー競技（決勝）

基準 A 238条 2.2 (ジャンプオフは基準 A で行う)

H110cm 以下 W140cm 以内 分速 375m 18 障害以下
(水濠・バンケットを含む)

距離 約 1,200m

第8競技 中障害飛越競技 D（決勝）

基準 A 238条 2.2 (ジャンプオフは基準 A で行う)

H110cm 以下 W130cm 以内 分速 350m 13 障害以下

第9競技 中障害飛越競技 C（決勝）

基準 A 238条 2.2 (ジャンプオフは基準 A で行う)

H120cm 以下 W140cm 以内 分速 350m 13 障害以下

第10競技 内国産障害飛越競技（決勝）

基準 A 238条 2.2 (ジャンプオフは基準 A で行う)

H130cm 以下 W150cm 以内 分速 350m 13 障害以下

【決勝競技 出場人馬決定方法】

- (1) 第8競技と第9競技の出場権については、標準競技とスピードアンドハンディネス競技における順位点の合計点の少ない各上位 60%（第2日目の第1競技、第2競技の出場数に基づく）の人馬が出場できる。
ただし、いずれかの競技で失権もしくは棄権した人馬には順位点を与えず、決勝競技の出場権はない。
- (2) 順位点は、第1位を1点とした各順位をその人馬の順位点として配点し、標準競技とスピードアンドハンディネス競技の点数を出場人馬ごとに合計する。順位点が同点の場合は、スピードアンドハンディネス競技の成績上位の人馬を上位とする。
- (3) 第7競技および第10競技の出場権については、各予選競技を完走した人馬が各々の決勝競技に出場できる。

4. 出場順

- (1) 第1競技から第3競技、第6競技の出場順は、本大会実行委員会が抽選により決定する。
- (2) 第4競技、第5競技の出場順は、第1競技、第2競技の出場順のリバースオーダーとする。
- (3) 第8競技、第9競技の出場順は、各予選競技の順位点合計のリバースオーダーとする。
- (4) 第7競技、第10競技の出場順は、各予選競技の成績順のリバースオーダーとする。
- (5) 複数の馬匹で出場する選手に対しては、実行委員会がその出場順を調整する場合がある。

5. 参加資格

- (1) 選手は、申し込み時において日本馬術連盟の登録会員で、かつ日本馬術連盟騎乗者資格 B 級以上の取得者であること。
- (2) 日本馬術連盟が特に認めた者。
- (3) 馬匹は、申し込み時において日本馬術連盟の登録馬であること。
- (4) 日本馬術連盟の登録会員でない団体は、所属の名称として使用できない。

6. 参加条件

- (1) 以下に該当する選手が本大会の中障害CまたはD競技に参加する場合には、騎乗馬匹の年齢（申込締切日時点）を7歳以下に制限する。ただし、競走馬からの転用馬に関しては、競走馬の登録抹消日から3年以内であれば、馬匹の年齢が8歳以上でも参加することができる。なお、年齢の確認できない馬匹は、この特例を適用しない。
- ① 前年度の全日本障害馬術大会 Part II以降に実施された公認競技会または主催競技会において、大障害種目に出場した選手。
 - ② 前年度の全日本障害馬術大会 Part Iで実施された大障害飛越競技以外のいずれかの種目（予選競技を含む）で10位以内に入った選手。
 - ③ 前年度の全日本障害馬術大会 Part II以降にナショナルチームに認定されているもしくは認定されていた選手。
- (2) 選手の出場は、1競技につき一選手3頭までとする。
- (3) 馬匹の出場は、同一競技につき1回限りとする。
- (4) 第1競技と第4競技と第8競技、第2競技と第5競技と第9競技、第3競技と第10競技、および第6競技と第7競技は各々同一人馬が出場しなければならない。
- (5) 中障害CおよびD競技について
- ① **平成27年7月26日(日)**までの公認競技会における各グレードの乗馬ランキングポイント上位70位までの馬匹。
 - ② **71位～140位**を予備馬とする。ただし、欠員が生じた場合は順次繰り上げる。
 - ③ 第39回全日本ジュニア障害馬術大会2015のジュニア／チルドレンライダー選手権における、上位3位までの人馬（ジュニアライダー選手権：中障害C／チルドレンライダー選手権：中障害D）。
- (6) ダービー競技について
- ① 出場頭数はおよそ30頭とする。
 - ② ポイント集計対象期間内の公認競技会の認定競技（グレードは問わない）において、人馬の組み合わせで完走した実績があること。
- (7) 内国産障害飛越競技について
- ① 出場頭数はおよそ30頭とする。
 - ② 出場する馬匹は、日本馬術連盟乗馬登録で内国産馬として登録されていること。
 - ③ ポイント集計対象期間内の公認競技会の認定競技において、中障害B以上のグレードでの完走実績が2回以上ある人馬の組み合わせであること。
- (8) 本大会の参加頭数が200頭を超える場合については、中障害CおよびD競技におけるランキングポイントの下位の予備馬は参加申込を受付けない場合がある。

7. 競技会規程

日本馬術連盟競技会規程第27版、日本馬術連盟獣医規程による。

8. 選手の服装および馬装

- (1) 服装は、日本馬術連盟競技会規程第27版による。特に、いかなる場合でも騎乗する際は、3点で固定された保護用ヘッドギアを適正に着用すること。保護用ヘッドギアを着用しない場合は出場を認めない（選手以外の者が騎乗する場合も同様とする）。
- (2) 馬装は、日本馬術連盟競技会規程第257条による。

9. フレンドシップ競技

- (1) この競技への出場は義務付けない。
- (2) 選手は、本競技出場選手以外の指導者も出場できるが、本要項 5.(1)を満たしていること。
- (3) 馬匹は、本競技 I・II を通して 1 頭につき、2 鞍までとする。
- (4) 本競技のエントリーは参加申込にあわせて行うこと。なお、競技進行の状況により変更・追加を認める場合がある。
- (5) 服装は、正装でなくてもよいが見苦しくない服装で、長靴および定められた保護用ヘッドギアを必ず着用のこと。
- (6) 本競技の出場順は日本馬術連盟ウェブサイトにて発表する。

10. 参加料

- | | |
|----------------|---|
| (1) 選手参加料 | ① 中障害 D (第 1・4 競技)、中障害 C (第 2・5 競技)
34,000 円／1 人馬 (2 種目分) |
| | ② 内国産障害飛越競技 (第 3 競技)、ダービー競技 (第 6 競技)
17,000 円／1 人馬 (1 種目分) |
| | ※ 各決勝競技の参加料は徴収しない。 |
| | ※ 参加料の内、1種目あたり2,000円を任意のオリンピック協賛金とする。 |
| (2) 馬匹参加料 | 10,000 円／1 頭 |
| (3) フレンドシップ参加料 | 10,000 円／1 鞍 |
| (4) 振込先 | 三井住友銀行
日本橋東支店
普通口座
口座番号 7473294 (名義) 障害馬術本部実行委員会 |
- ※ 参加料の納入は、**銀行振込みのみ**とする（振込以外は受け付けない）。
- ※ 一度納入した参加料はいかなる場合でも返却しない。ただし、参加料を納入後、参加できないことが判明した予備馬がいた場合と、主催者側の都合により競技を取りやめた場合は、この限りではない。

11. 申込方法および締切

- (1) 参加申込は、資格馬発表よりオンラインあるいは郵送で受け付けし、**平成 27 年 8 月 10 日（月）** 到着分までとする。
- (2) 予備馬については、参加条件を満たしている馬匹と同様に、仮申込としてエントリーと入金を期限までに行うこと。なお、仮申込をした予備馬が繰り上げとならず、大会に出場できない場合は、実行委員会から申込者に連絡し、出場できない馬匹に係わる参加料等を返金する。
- (3) 申込に不備等がある場合は、出場を認めない場合がある。
- (4) 申込締切後、エントリー済みの選手が怪我あるいは疾病などやむを得ない事情により出場できないことが判明した場合、打合せ会の前日までに指定の様式および医師の診断書の提出があれば、エントリーしていない選手への交代を認める。ただし、交代する選手と馬の組み合わせは、本要項 5.および 6.を満たしていること。また、手続きについては日本馬術連盟ウェブサイトにて確認のこと。

12. 宿泊

- (1) 選手および選手関係者の宿泊は各自手配すること。
- (2) 頤舍地区は禁煙とし、会場内とその周辺でのテント設営、自炊、火気の使用は認めない。
- (3) 事前の申し込みに限り、参加 1 団体につき 1 名の馬付添い人（男子に限る）の夜間詰所を実行委員会が手配する。宿舎は 1 室 2 名の共同部屋で、最大 24 名まで利用できる。定員を超える申し込みがあった場合は、実行委員会で抽選にて決定する。また、寝具は各自で用意のこと。

13. 参加馬の入厩および退厩

- (1) 参加馬の入厩期間は、平成 27 年 9 月 9 日（水）から 9 月 13 日（日）までとする。
- (2) 入厩時間は午前 8 時 30 分から午後 4 時までとする。申込時に到着予定日、到着予定期刻を入力のこと。
入厩当日に時間外の到着となる場合は、大会実行委員会まで事前に報告すること。
- (3) 競技開催中は、馬運車の移動はできない。
- (4) 入厩は、大会実行委員会の指示に従って馬運車の移動を行い、会場に到着後、速やかに乗馬登録証および馬の健康手帳を大会本部に提出すること。

14. 馬糧および敷料

- (1) 馬糧は、各自が持参し、退厩の際は全て持ち帰ること。
- (2) 敷料は、木材チップとし、実行委員会が支給する。

15. 馬の防疫

- (1) 下記の事項が記載された馬の健康手帳を携行すること。
 - ①入厩日の 5 年前の 1 月 1 日以降の馬伝染性貧血検査の陰性証明。
 - ②馬インフルエンザの予防接種を以下の要領で実施し、その接種証明。
 - ・基礎接種として初回ワクチン接種を実施してから 21 日以上・2 カ月以内に 2 回目のワクチン接種を行い、その後、7 カ月以内に最初の補強接種を行い、それ以降は 1 年以内に継続的に補強接種を受けていなければならない。
 - ・競技場に入厩する 6 カ月+21 日以内に補強接種（または基礎接種の 2 回目）を受けていなければならぬ。ただし、競技場へ入厩する前 1 週間以内のワクチン接種は接種歴として認められない。
 - ・2008 年 3 月 31 日以前に基礎接種を完了している馬については、基礎接種の後の最初の補強接種は 1 年以内であれば可とする。
 - ③日本脳炎予防接種を以下の要領で実施し、その接種証明。
 - ・当年 5 月 1 日以降に、2 週間から 2 カ月の間隔で 2 回実施していること。
- (2) 馬インフルエンザが疑われる馬匹は入厩できない。出発前 1 週間の臨床症状をよく観察し、馬インフルエンザを疑う症状がある場合は、獣医師に検査を依頼すること。
- (3) 馬輸送用馬運車は、積み込み前にその内部をパコマあるいは逆性石鹼等で消毒すること。
- (4) 入厩予定日において、輸入検疫後の着地検査中（3 カ月）の馬匹は出場できない。
- (5) 上記が守れない場合や申込書類に不備がある場合は、入厩を認めない。

16. ドーピング検査

- (1) 本大会に参加する全ての馬匹を対象として、規程に則りドーピング検査を行う場合がある。
- (2) 馬の管理責任者は、競技会での馬の騎乗者（競技者）とし、厩舎地区の保安管理の如何を問わず、自らの管理責任と薬物検査の結果に対する責任を免れることはできない。

17. 打合せ会

- (1) 平成 27 年 9 月 10 日（木）午後 4 時から管理棟 2 階大会議室にて行う。
- (2) 参加団体の代表者 1 名は必ず出席すること（代理出席を認める）。
- (3) 打合せ会で承認あるいは確認された事項を優先する。

18. 表彰式

- (1) 表彰式の日程は、別途連絡する。
- (2) 表彰式には正装で参加すること。正当な理由なく参加しない者は入賞の資格を失う。

19. 優賞

- (1) 第1競技から第6競技は、第1位の選手に賞杯を贈り、上位1／4までに馬リボンを贈る。
- (2) 第7競技から第10競技は、第10位までを入賞とし、第1位から第3位までの選手に賞状・メダル・厩舎掛けを贈る。また、入賞者に馬リボンを贈る。
- (3) 各決勝競技の優勝者の賞典は下記による。
- | | |
|----------------|--|
| ・中障害飛越競技 D（決勝） | 日本馬術連盟会長賞
日本中央競馬会賞（賞状） |
| ・中障害飛越競技 C（決勝） | 日本馬術連盟会長賞
日本中央競馬会賞（賞状） |
| ・ダービー競技（決勝） | 日本馬術連盟会長賞
日本中央競馬会賞（賞状） |
| ・内国産障害飛越競技（決勝） | 日本馬術連盟会長賞
日本中央競馬会賞（賞状・トロフィー）
地方競馬全国協会賞（賞状） |

- (4) 本大会の中障害飛越競技C（決勝）の上位5人馬は、第67回全日本障害馬術大会2015 Part Iの中障害飛越競技Bへの出場権が与えられる。
- (5) 入賞した馬匹所有者に対し、下記の通り飼育奨励金を支給する。支払いは銀行振り込みとし、馬匹所有者は、表彰式終了後に振込先通知書類を大会本部宛に提出すること。なお、この飼育奨励金は、表彰を受けた者の雑所得となるため、収入に上げる必要があり、申告の対象となる。

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	計
第7競技	300,000	140,000	100,000	60,000	40,000	30,000	670,000
第8競技	200,000	100,000	60,000	40,000	30,000	20,000	450,000
第9競技	200,000	100,000	60,000	40,000	30,000	20,000	450,000
第10競技	300,000	140,000	100,000	60,000	40,000	30,000	670,000
飼育奨励金 総額							2,240,000

20. その他

- (1) 資格を誤って申し込んだ場合は出場を認めない。また、競技期間中に発見された場合は失格とし、以後実施される競技には出場できない。
- (2) 参加選手は、健康保険証（またはそれに代わるもの）、参加馬の乗馬登録証および健康手帳を持参すること。
- (3) 選手は何らかの傷害保険に加入していること。
- (4) 事故のないように十分注意すること。万一の場合、応急処置は講ずるが大会実行委員会および主催者はその責を負わない。
- (5) 一般観覧者に対して事故のないよう十分注意すること。
- (6) 競技場周辺あるいは練習馬場等において事故のないよう細心の注意を払うこと。
- (7) 倉庫地区およびその周辺地区は各参加団体の自主管理とし、貴重品の管理には十分注意すること。
- (8) 倉庫地区およびその周辺は火気厳禁とする。
- (9) 清掃は各団体で協力して行い、ゴミは各団体で持ち帰ること。
- (10) 競技会場が定める遵守事項および打ち合わせ会における注意事項を厳守すること。
- (11) 一般車および馬運車の駐車は、大会実行委員会の指示に従うこと。
- (12) 大会実行委員会からの注意勧告に対して、改善の見られない団体に対しては失格とする場合がある。
- (13) 選手および関係者はメディカルカードを常に携行すること。
- (14) 本大会の実施種目は、日本馬術連盟のランキングポイントの対象種目としない。
- (15) 日本馬術連盟ウェブサイトに掲載の案内に注意すること。